

平成30年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理実施計画)  
(案)

芦 屋 市

# 芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

## 目 次

1	基本理念及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	1
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	2
3	ごみの排出及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・P.	2
4	評価・・・・・・・・・・・・・・・・P.	7
5	方策の検証及び実施・・・・・・・・・・・・・・・・P.	9
6	適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・P.	11
	資 料・・・・・・・・・・・・・・・・P.	19

## 1 基本理念及び基本方針

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

### 基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、  
持続可能な循環型社会を目指します

### 基本方針

#### (1) ごみの減量化・再資源化の推進

本計画で設定した目標を達成するため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の3R等に関する方策に取り組み、ごみの減量化・再資源化を推進します。

#### (2) 中間処理施設の整備、管理運営

社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、④熱回収（サーマルリサイクル）等を含め、環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

#### (3) 適正処理の実施

ごみ処理の中間処理施設における、ごみの種類や処理方法に応じた適正処理や、最終処分場における、⑤適正処分を実施し、環境負荷の低減に取り組みます。

#### (4) 収集・運搬体制の整備

「車両」による収集・運搬については、分別区分や施設の運営方針に基づき、収集方法の見直しや体制の整備を進め、「廃棄物運搬用パイプライン」による収集は、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、計画的に事業を進めます。

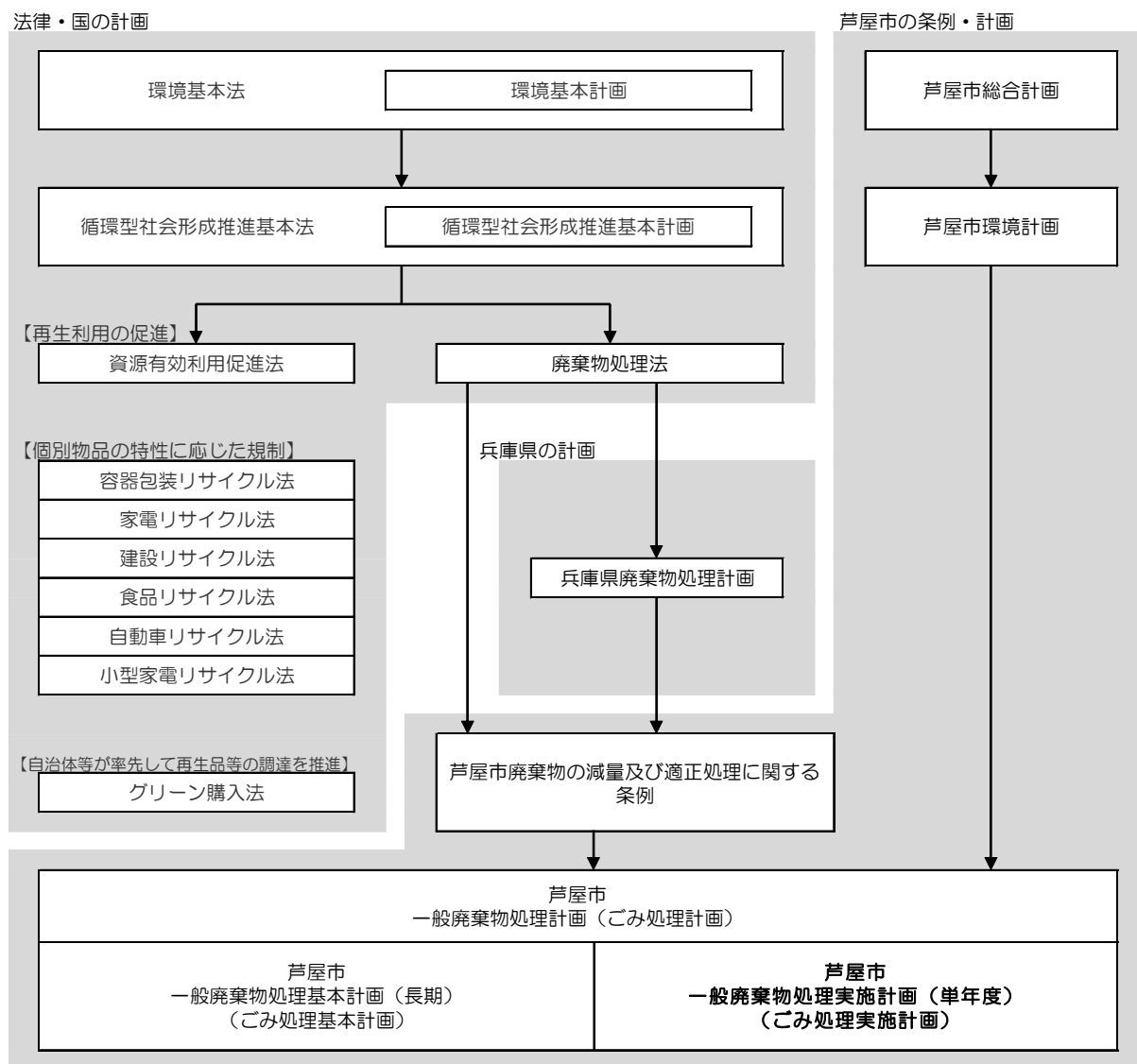
#### (5) 市民・事業者・市（行政）の協働

市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割と責任を果たす中で、それぞれが主役となり、お互いに協力して、循環型社会を構築します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、本市が計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものです。

本計画の位置付けは、次のとおり上位計画と整合を図り策定しています。



## 3 ごみの排出及び処理状況

### (1) 収集区域などの概要

ア 収集区域：芦屋市全域

イ 収集面積：18.57 k<sup>m</sup>²

ウ 計画収集人口：96,196人（平成29年10月1日現在）

(2) 現況把握

平成29年度の見込値については、平成29年12月までの実績値及び平成30年1月からの推計値で算出しています。

ア ごみ排出量

(ア) ごみ排出量

単位:t/年

項目\年度	H28(実績)	H29(見込み)	H29(目標)
<b>生活系ごみ<sup>※1</sup></b>	<b>25,476</b>	<b>25,179</b>	<b>25,905</b>
燃やすごみ	18,557	18,242	18,833
燃やさないごみ			
資源ごみ <sup>※2</sup>	2,208	2,074	2,279
紙資源	1,090	997	1,155
ペットボトル	181	180	177
缶	133	132	134
ビン	804	765	813
その他燃やさないごみ	699	939	629
粗大ごみ	273	306	257
集団回収 <sup>※3</sup>	3,739	3,617	3,907
<b>事業系ごみ<sup>※4</sup></b>	<b>9,188</b>	<b>9,488</b>	<b>8,995</b>
燃やすごみ	8,968	9,170	8,854
燃やさないごみ	220	318	141
<b>ごみ排出量<sup>※5</sup></b>	<b>34,664</b>	<b>34,666</b>	<b>34,900</b>

(イ) 1人1日当たりのごみ排出量

ごみ排出量を各年度の人口及び年間日数で除して算出した、1人1日当たりのごみ排出量は以下のとおりです。

単位:g/人・日

項目\年度	H28(実績)	H29(見込み)	H29(目標)
<b>生活系ごみ</b>	<b>725.6</b>	<b>717.0</b>	<b>733.0</b>
燃やすごみ	528.5	519.5	532.9
燃やさないごみ			
資源ごみ	62.9	59.1	64.5
紙資源	31.0	28.4	32.7
ペットボトル	5.2	5.1	5.0
缶	3.8	3.8	3.8
ビン	22.9	21.8	23.0
その他燃やさないごみ	19.9	26.7	17.8
粗大ごみ	7.8	8.7	7.3
集団回収	106.5	103.0	110.5
<b>事業系ごみ</b>	<b>261.7</b>	<b>270.2</b>	<b>254.5</b>
燃やすごみ	255.4	261.2	250.5
燃やさないごみ	6.3	9.0	4.0
<b>ごみ排出量</b>	<b>987.3</b>	<b>987.2</b>	<b>987.5</b>

イ ごみ処理量

(ア) 焼却施設処理量

焼却施設では、燃やすごみ及び資源化施設から資源化物を選別処理する過程で発生する選別残渣（以下「選別残渣」という。）を焼却処理しています。

単位:t/年

項目\年度	H28(実績)	H29(見込み)	H29(目標)
<b>搬入</b>	<b>28,921</b>	<b>28,924</b>	<b>28,634</b>
燃やすごみ	27,525	27,412	27,687
選別残渣	1,396	1,512	947
<b>搬出</b>	<b>4,851</b>	<b>4,722</b>	<b>5,068</b>
焼却灰・バグ灰	4,851	4,722	5,068

(イ) 資源化施設処理量

資源化施設では、資源ごみ、その他燃やさないごみ及び粗大ごみの破碎・選別・減容処理等を行っており、選別された資源化物は、再生事業者に引き渡しています。

単位:t/年

項目\年度	H28(実績)	H29(見込み)	H29(目標)
<b>搬入</b>	<b>3,400</b>	<b>3,637</b>	<b>3,306</b>
資源ごみ	2,208	2,074	2,279
紙資源	1,090	997	1,155
ペットボトル	181	180	177
缶	133	132	134
ビン	804	765	813
その他燃やさないごみ	919	1,257	770
粗大ごみ	273	306	257
<b>搬出</b>	<b>3,400</b>	<b>3,637</b>	<b>3,306</b>
資源化物	2,004	2,125	2,359
紙資源	1,160	1,083	1,218
ペットボトル	149	148	142
缶	115	96	133
ビン	321	496	600
金属類	259	302	266
選別残渣	1,396	1,512	947

(ウ) リサイクル率

リサイクル率は、再資源化される資源物量の割合を示しています。

単位:t/年

項目\年度	H28(実績)	H29(見込み)	H29(目標)
<b>処理量</b>	<b>30,926</b>	<b>31,049</b>	<b>30,993</b>
<b>資源化量</b>	<b>5,743</b>	<b>5,742</b>	<b>6,266</b>
資源化物	2,004	2,125	2,359
集団回収	3,739	3,617	3,907
<b>リサイクル率<sup>※1</sup></b>	<b>16.6%</b>	<b>16.6%</b>	<b>18.0%</b>

※1 リサイクル率(%) = 資源化量 / (処理量 + 集団回収) × 100

(I) 最終処分量

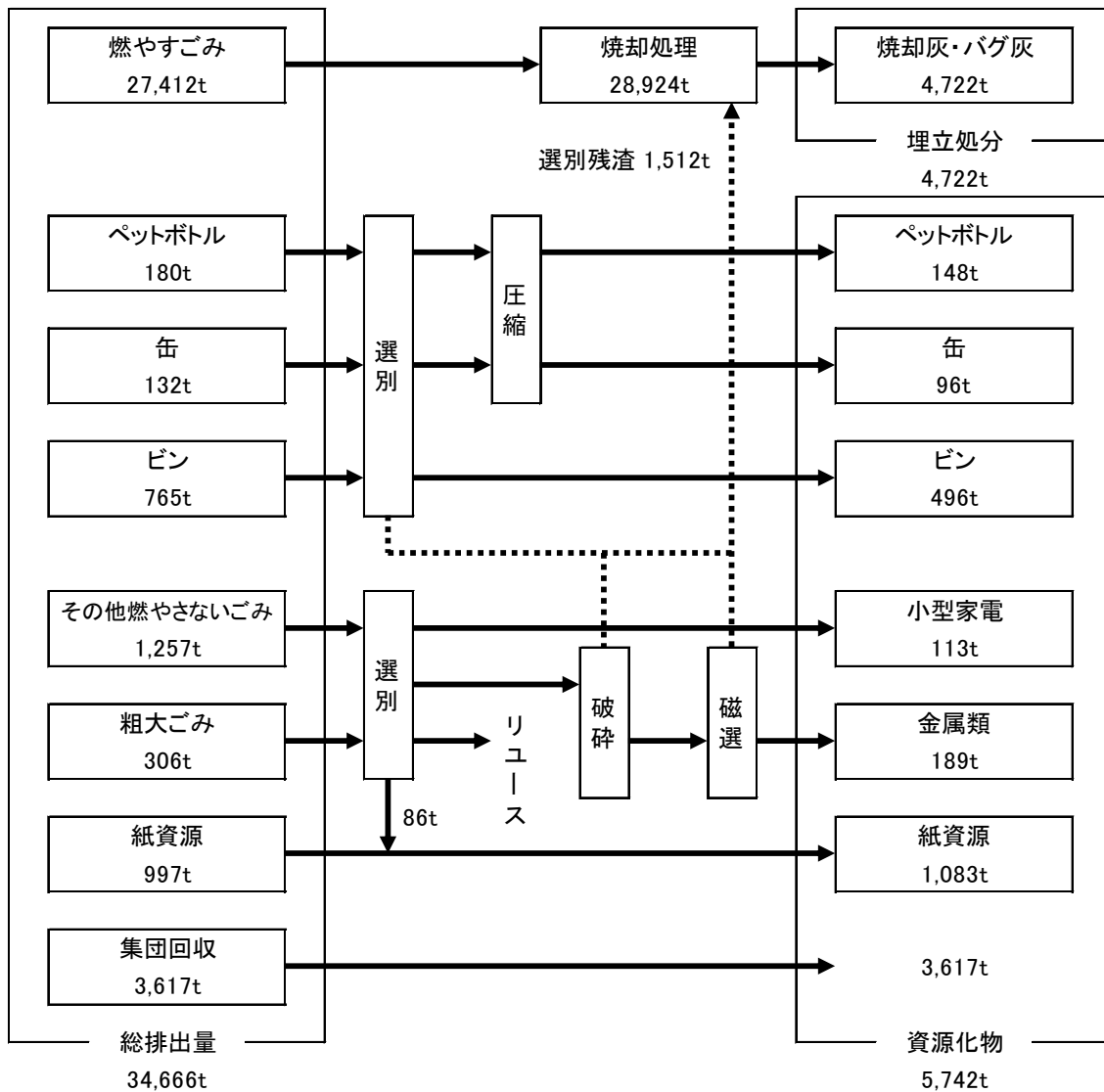
最終処分量は、焼却施設において燃やすごみ及び選別残渣を焼却する過程で発生する焼却灰・バグ灰の全量です。

単位:t/年

項目\年度	H28(実績)	H29(見込み)	H29(目標)
<b>最終処分量</b>	<b>4,851</b>	<b>4,722</b>	<b>5,068</b>

(3) ごみ処理フロー

ごみ排出量に対する焼却施設処理量及び資源化施設処理量等（平成29年度見込み値）を下の図に示します。





## 4 評価

### (1) 目標値との比較

本計画の上位計画である「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（以下「基本計画」という。）において設定した目標値と現況の比較結果は次のとおりです。

項目\年度	単位	H28 (実績)	H29 (見込み)	H29 (目標)	評価 (見込み)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	987.3	987.3	987.5	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	556.2	555.0	558.0	達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,188	9,488	8,995	未達成
④ 集団回収量	t/年	3,739	3,617	3,907	未達成
⑤ リサイクル率	—	16.6%	16.6%	18.0%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,851	4,722	5,068	達成

#### ① 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は横ばい傾向にありますが、基本計画における平成29年度の目標値を達成する見込みです。

1人1日当たりのごみ排出量は、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び③ 事業系ごみ排出量を基に算出しているため、検証は以降の項目で行います。

#### ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、燃やすごみの減量に伴い、基本計画における平成29年度の目標値を達成する見込みです。

#### ③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、燃やすごみ、燃やさないごみ両方の増加に伴い、基本計画における平成29年度の目標値は未達成となる見込みです。今後、平成29年度に作成した「芦屋市事業系ごみハンドブック」を用いて、事業系ごみ減量の取り組みを行います。

#### ④ 集団回収量

集団回収量は、平成28年度よりも100t以上減少しており、基本計画における平成29年度の目標値は未達成となる見込みです。

集団回収量については、平成28年度に策定した基本計画に記載のとおり、対象基準緩和を行ったので、今後さらなる制度周知に努めます。

#### ⑤ リサイクル率

リサイクル率は、資源化物の搬出量は増加したものの、集団回収量の減少に伴い、基本計画における平成29年度の目標値は未達成となる見込みです。

リサイクル率については、集団回収の推進及び燃やすごみに多量に混入している紙資源等の分別回収の徹底を推進します。

⑥ 最終処分量

最終処分量はごみ排出量の減少に伴い、基本計画における平成29年度の目標値を達成する見込みです。

(2) 課題

生活系燃やすごみ及び事業系燃やすごみの減量化により、① 1人1日当たりのごみ排出量、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、⑥ 最終処分量は達成する見込みです。

一方で、事業系ごみの増加により、③事業系ごみ排出量が未達成となり、集団回収量の減少、紙資源等の回収量減により④ 集団回収量、⑤ リサイクル率は未達成となる見込みです。

このため、特に事業系ごみの減量と集団回収及び分別に関する方策に注力していく必要があります。

5 方策の検証及び実施

本市における平成29年度の方策の検証及び平成30年度の実施内容は次のとおりです。なお、方策を実施するに当たっては、経済性にも考慮しつつ取り組みます。

NO	方向性	方策	平成29年度目標	実施状況	評価	平成30年度の展望
1	新規	マイ食器、マイボトルの利用	広報紙、ホームページ等において、マイ食器、マイボトルの利用啓発を行います。また、審議会等も含め、全庁的な取組を進めます。	・啓発用マイ食器(マイはし)を600個作成し、第2回環境フリーマーケット及び第3回リユースフェスタにて配布しました。	△	市役所内に向けた取り組みとして、審議会等における飲料の提供方法について調査を行います。
2	新規	「事業系ごみハンドブック」の発行	「事業系ごみハンドブック」を全事業所に配布し、事業系ごみの減量化・再資源化及び適正処理を図ります。 ●12月頃配布予定	・12月に「事業系ごみハンドブック」を全事業者に配布しました。 (広報あしや12月15日号に掲載)	○	完了
3	新規	小型家電及び乾電池回収ボックスの設置	公共施設内に小型家電及び乾電池回収ボックスを設置します。 ●小型家電(4箇所) ●乾電池(20箇所)	・小型家電回収ボックス設置の一環として、市内4箇所に「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」回収用BOXを設置しました。 ・第3回リユースフェスタにて、メダルプロジェクトイベント回収実施しました。	△	市公共施設内に、乾電池回収ボックスを設置します。
4	拡充	マイバッグの利用	リユースフェスタ、環境フリーマーケットの機会を活用し、マイバッグキャンペーンを実施します。 ●リユースフェスタ(年2~3回) ●環境フリーマーケット(年2回)	・啓発用マイバッグを600個作成し、第3回リユースフェスタ及び第1回・第2回環境フリーマーケットにて配布しました。	○	引き続き、リユースフェスタ、環境フリーマーケットの機会を活用し、マイバッグキャンペーンを実施します。 ●リユースフェスタ(年2~3回) ●環境フリーマーケット(年2回)
5	拡充	再生資源集団回収活動の推進	再生資源集団回収団体の要件を緩和することにより、登録団体数を増やします。 ●174団体(平成29年2月末現在)⇒200団体	・再生資源集団回収団体の登録要件を20世帯→10世帯に緩和しました。 (広報あしや10月1日号に掲載) ・175団体(平成30年2月末現在)	△	登録世帯数を増やすべく、広報紙、ホームページ等にてさらなる制度の周知を行います。
6	拡充	「スリム・リサイクル宣言の店」の推進	平成28年度実施の事業者実態調査の結果を踏まえ、市内の事業所を個別訪問し、協力要請することにより登録店舗数を増やします。 ●82店舗(平成29年2月末現在)⇒100店舗	・商工会にて、制度案内を配布しました。 ・72店舗(平成30年2月末現在)	×	事業系ごみ適正処理・ごみ出しルール周知の際、併せて「スリム・リサイクル宣言の店」登録の協力要請を行います。
7	拡充	排出事業者責任の徹底	「事業系ごみハンドブック」を全事業所に配布すること等により、事業系ごみの減量化・再資源化及び適正処理を図ります。 ●12月頃配布予定	・12月に「事業系ごみハンドブック」を全事業者に配布しました。 (広報あしや12月15日号に掲載)	○	「事業系ごみハンドブック」を用いて、事業者に対して適正処理やゴミ出しルールを周知します。
8	拡充	ごみ処理に関する情報の提供	広報紙、ホームページ等において、ごみ処理の現況及びごみの減量化・再資源化のための具体的な事例等情報発信を行います。 ●月別のごみ排出量、資源物売却量等 ●ごみの減量化・再資源化に資する身近な取組の紹介等	ホームページにて、月別ごみ排出量の案内を開始しました。	△	広報紙、ホームページ等において、ごみ処理の現況及びごみの減量化・再資源化のための具体的な事例等情報発信を行います。
9	拡充	「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行	「家庭ごみハンドブック」を全面改訂し、かつ、全戸配布することにより、意識の向上につながるものとし、ごみの減量化・再資源化を図ります。「ごみ収集カレンダー」については、平成28年度において文字を大きくするなど改善を行ったことから、引き続き市民の利便性を図ります。 ●「家庭ごみハンドブック」…10月頃配布予定 ●「ごみ収集カレンダー」…毎年度3月発行	・家庭ごみハンドブックを10月に発行、全戸配布しました。 ・ごみ収集カレンダーを3月に発行、全戸配布しました。	○	平成29年度に発行した「家庭ごみハンドブック」の内容を広報紙、ホームページ等で繰り返し案内することで、12分別やごみ出しルールを周知します。
10	拡充	食材や日用品の最後まで使い切り	食品ロスの削減に向け、具体的な取組事例等をホームページ等により、市民及び事業者等に周知・啓発します。	・家庭ごみハンドブックにて、食品ロスの削減について啓発記事を掲載しました。 ・事業系ごみハンドブックにて、食品ロス削減及びフードバンクについて啓発記事を掲載しました。	○	食品ロス削減の一環として、フードドライブのイベント実施を行います。
11	拡充	ごみの展開検査の実施	搬入されるごみの展開検査を抜き打ちで実施し、状況に応じて事業者や許可業者の指導等を実施します。なお、検査結果の内容はホームページで公開します。	展開検査実施に向けて、他市の展開検査実施現場を見学しました。	△	搬入されるごみの展開検査を実施し、状況に応じて事業者や許可業者の指導等を実施します。

NO	方向性	方策	平成29年度目標	実施状況	評価	平成30年度の展望
12	継続	過剰包装の防止	ホームページ、「事業系ごみハンドブック」等により、過剰包装の防止への協力を要請します。	家庭ごみハンドブック及び事業系ごみハンドブックにて、過剰包装の防止についての啓発する記事を掲載しました。	○	ホームページ、「事業系ごみハンドブック」等により、過剰包装の防止への協力を要請します。
13	継続	製品の長期使用	ホームページ等において、製品の長期使用について啓発します。	家庭ごみハンドブック及び事業系ごみハンドブックにて、製品の長期使用について啓発する記事を掲載しました。	○	ホームページ等において、製品の長期使用について周知します。
14	継続	リユース活動の実施	リユースフェスタや環境フリーマーケットの機会を通じ、ごみの減量化や環境への意識の向上を図ります。また、市内で実施されるフリーマーケットやリサイクルショップを紹介し、リユース活動を推進します。 ○リユースフェスタ(年2～3回) ○環境フリーマーケット(年2回)	・リユースフェスタ実施年3回実施(のべ来場者数1,596人) ・環境フリーマーケット年2回実施	○	リユースフェスタや環境フリーマーケットの機会を通じ、ごみの減量化や環境への意識の向上を図ります。 ○リユースフェスタ(年2～3回) ○環境フリーマーケット(年2回)
15	継続	環境に配慮した製品等の購入	ホームページ等において、環境に配慮した製品等の購入について啓発します。	家庭ごみハンドブック及び事業系ごみハンドブックにて、環境に配慮した製品の購入について啓発する記事を掲載しました。	○	ホームページ等において、環境に配慮した製品等の購入について啓発します。
16	継続	生ごみ堆肥化容器の活用	段ボールコンポスト等の活用について、ホームページ等において周知します。	段ボールコンポスト等の活用について、ホームページ等において周知しました。	○	段ボールコンポスト等の活用について、ホームページ等において周知します。
17	継続	生ごみの水切り	生ごみの水切りの取組について、ホームページ等において周知・啓発します。	家庭ごみハンドブックにて、生もの水切りについて啓発する記事を掲載しました。	○	引き続き、生もの水切りについてホームページ等において周知します。
18	継続	12分別の徹底	12分別の徹底を「家庭ごみハンドブック」等で推進するとともに、家庭ごみステーションへ排出されたごみの検査を強化します。 (イエローカード(収集日違い)またはブルーカード(収集不可)の貼付け等)	家庭ごみハンドブックにて、12分別の徹底について啓発する記事を掲載しました。	○	引き続き、ホームページ等において12分別の徹底について周知します。
19	継続	環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施	ホームページ等において、環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施への協力を要請します。	事業系ごみハンドブックにて、環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施について啓発する記事を掲載しました。	○	ホームページ等において、環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施への協力を要請します。
20	継続	環境学習の実施	小学4年生を中心に、各種団体や個人を対象として環境処理センターの見学会を実施します。	環境処理センターの見学会を実施しました。 (見学者数863人)	○	施設見学時に配布するリーフレットを作成し、施設概要だけでなく、芦屋市のごみ処理の流れについても理解を深めていけるよう工夫します。
21	継続	ポスター展の開催	市内の小・中学生を対象に「環境問題・ごみの減量化・市民マナー」をテーマとしてポスター作品を募集・展示します。 ○12月頃実施予定	平成29年12月19日～平成30年1月5日まで市役所ロビーにおいて、ポスター展を実施しました。 (応募数:684点)	○	・市内の小・中学生を対象に「環境問題・ごみの減量化・市民マナー」をテーマとしてポスター作品を募集・展示します。 ○12月頃実施予定 ・ポスター展に先立ち、小・中学生を対象としたポスターを描くためのイベントを環境課と共催します。 ○8月頃実施予定
22	継続	持ち去り防止パトロールの実施	重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施します。	家庭ごみハンドブックにおいて、持ち去り目撃時に市へ連絡していただくよう記事を掲載することで重点地区を特定し、より効果的にパトロールを実施しました。	○	引き続き、重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施します。
23	継続	持ち込みごみ予約制の実施	現状の体制で継続します。	現状の体制を維持しました。	○	現状の体制で継続します。
24	継続	適正な料金体系の検討	平成28年度において、基本計画の目標項目である、①1人1日当たりのごみ排出量は達成する見込みであることも踏まえ、引き続き他自治体の状況を注視します。	他自治体の動向を注視しました。	○	平成31年度の消費税込改定に備えて、引き続き他自治体の状況を注視します。
25	継続	有料化の検討	平成28年度において、基本計画の目標項目である、②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は達成する見込みであることも踏まえ、引き続き他自治体の状況を注視します。	他自治体の動向を注視しました。	○	平成29年度において、基本計画の目標項目である、②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は達成する見込みであることも踏まえ、引き続き他自治体の状況を注視します。
26	継続	分別区分の見直しの検討	蛍光灯や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物の分別・収集方法を検討します。	家庭ごみハンドブックの発行に併せて、水銀を含有する廃棄物の収集方法を見直しました。	○	現状焼却処理しているプラスチック製容器包装の分別収集について、他自治体の状況を注視します。
27	継続	処理センターにおける適正処理	引き続き、各種方策を推進することにより、芦屋市環境処理センターにおける適正処理を実施します。	各種方策を推進することにより、芦屋市環境処理センターにおける適正処理を実施しました。	○	各種方策を推進することにより、芦屋市環境処理センターにおける適正処理を実施します。

## 6 適正処理

### (1) 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木剪定ごみ」の12分別とします。

#### ア 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜地域全域及び南芦屋浜地域の一部については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行います。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月1回車両による収集を行います。

(ア) 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

(a) 一般家庭が排出する生活系ごみ

(イ) 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(a) 事業所が排出する事業系ごみ

(b) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

(c) 事業活動に伴って生じたごみ

(ウ) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合で引き取り、市による収集は、原則行いません。

#### イ 収集体制

事業系ごみの収集は、一般廃棄物収集運搬業者（下表の8社）が行っています。

平成29年度の事業系ごみ排出量見込み値（9,488 t）に対し、現行の収集運搬が困難であるとは認められません。また、平成29年3月策定の一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）では、減量化等の方策を推進することにより、平成38年度の事業系ごみを約7,800 tまで減量することを目標としており、現状の収集運搬体制で運搬が可能となっています。

今後も引き続き、適正な収集運搬を実施できる能力を有している限りにおいては、現状の体制を維持するものとします。

一般廃棄物収集運搬許可業者

会社名	住所	電話番号
芦屋環境サービス(株)	芦屋市若宮町5-18	34-5788
(有)芦屋浄水	芦屋市楠町3-13	22-5672
(株)ウィルパワー	芦屋市大原町4-13	62-6350
(株)エコワークシステム	芦屋市船戸町3-25-405	23-3366
(株)シントー	芦屋市上宮川町2-10-401	35-2848
(有)NAKAZAWA	芦屋市公光町10-8	25-0441
(株)藤 起業	芦屋市上宮川町9-3	35-7274
(株)丸与商店	芦屋市楠町3-13	22-8598

ウ 排出方法

- (ア) 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。
- (イ) 家庭ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所をいう。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、一般の閲覧に供するものとする。
- (ウ) 市民は、生活系ごみを排出する場合は、別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

エ 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がいのある方で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。

また、希望者に対して安否確認も行い、高齢者又は障がいのある方の生活環境に支障が生じないように支援します。

オ パイプライン施設

パイプライン施設について、運営方針を決定し、利用者への説明を行います。

●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法		
			一次処理	二次処理	
燃やすごみ	生ごみ類、布類、プラスチック類等	生ごみ類：水をよく切り、ごみ袋の真ん中に入れて排出 紙おむつ類：汚物をトイレに流してから排出 天ぷら油：紙や布にしみ込ませてから排出 木くず：1本が長さ50cm以内、直径10cm以内に切って束ねて排出	焼却処理	焼却灰・バグ灰：埋立処分	
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	別々の袋で排出	保管	資源物：再資源化
	雑誌・チラシ等	雑誌、チラシ、その他紙類			
	新聞紙	新聞紙			
	紙バック	紙バック			
	資源ごみ	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5週に出す場合は、ピンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
	缶	缶	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
ピン		ジュースのピン、調味料のピン等	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
その他燃やさないごみ	小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等	整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等： 中身を使い切り、袋に入れて排出 包丁・はさみ・ガラスの破片等： 厚紙に入れて、「キケン」と表示して排出 乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一辺) 50cm以上の燃やすごみ、 30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ピン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・バグ灰：埋立処分	
植木剪定ごみ	植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内、直径10cm以内に切って、紙等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・バグ灰：埋立処分	

●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1番・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町6～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回		JR以北、楠町	委託			
	随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプライン投入口に投入できない物等)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号) 芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	市直営 委託	ステーション方式		
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町1～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	再生事業者施設内
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域		ステーション方式	
		紙パック	第4週の水曜日	全市域		ステーション方式	
	ペットボトル	第3週の水曜日及び第1・5・6週		全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)		ステーション方式	
		第1・3・4・5週の木曜日		高浜町2～9番、若葉町			
	缶	第3週		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式	
				JR以北、楠町	委託		
		毎 週		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1番・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営		
				芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託		
	ビン	第1・5・6週		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式	
				JR以北、楠町	委託		
		随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1番・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営		
芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～7番)				委託			
その他 燃やさないごみ	第2・4週		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
	随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1番・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営			
			芦屋浜(高浜町1～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託			
粗大ごみ		申込み・予約制	全市域	市直営	戸別収集		
一時多量ごみ							
植木剪定ごみ							
事業所が排出するごみ		随 時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	個別収集		
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							



別表第1

収集曜日及び時間

町名 / 分別種出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ										粗大ごみ	一時多量ごみ 植木剪定ごみ		
		資源ごみ													
		紙資源				ペットボトル			缶					ビン	その他 燃やさないごみ
		段ボール	雑誌・チラシ等	新聞紙	紙パック	ペットボトル		缶		ビン	その他 燃やさないごみ				
午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで				
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	岩間町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
い	伊勢町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
	打出小堀町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
う	打出町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
	奥池町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	奥池南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	奥山	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
	大原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
お	大樹町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	上宮川町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	春日町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
	川西町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
き	海洋町1～7番	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	海洋町8～14番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
く	公光町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	楠町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
さ	奥川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
	三条町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
し	三条南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
	親王塚町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
	溝水町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
す	湖見町	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	涼風町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	精進町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第1・5・6週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
	竹園町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
せ	高浜町2～9番	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 月	毎週 月	毎週 月	第2・4週 月				
	高浜町1・10～20番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 月	第1・5・6週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
	大東町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
ち	茶屋之町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	月若町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
な	津知町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
	業平町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
に	南宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	西山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
	西戸原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
	西蔵町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	新浜町	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
は	浜町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	浜戸原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
	浜風町5～8番	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	毎週 金	第2・4週 金				
	浜風町(5～8番除く)	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
ひ	東戸原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	東山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	平田北町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
	平田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
ふ	船戸町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	松ノ内町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
ま	前田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
	松浜町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
み	翠ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
	南浜町1～9番	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	南浜町10～18番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
	宮塚町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	宮川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
	緑町1・3・4番	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	毎週 金	第2・4週 木				
	緑町(1・3・4番除く)	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木				
や	山手町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火				
	山戸原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
よ	陽光町1～7番	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
	陽光町8番20号	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水				
ろ	六蔵荘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金				
	若宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月				
わ	若葉町	第2週 木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	毎週 火	毎週 金	第2・4週 火				

申込み・予約制

申込み・予約制

集積 22-2166

集積 22-2155

月～金曜日の午前9時～  
午後4時まで月～金曜日の午前7時30分～  
午後4時まで  
(土・日・祭日を除く)

## (2) 中間処理計画

### ア 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

#### (ア) ごみ及び粗大ごみの処理

##### (a) 焼却

燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

##### (b) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

##### (c) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

#### (イ) 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

##### (a) 紙くず

##### (b) 木くず

##### (c) 繊維くず

##### (d) その他市長が必要と認めたもの

#### (ロ) 特定家庭用機器再商品化法による家電 4 品目〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

販売店に引き取りを依頼するか、自ら指定取引場所に持ち込み処理することとします。

#### (ハ) 在宅医療廃棄物

##### (a) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

##### (b) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

#### (ニ) アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

イ 中間処理施設

(ア) 名 称：芦屋市環境処理センター

(イ) 所 在 地：芦屋市浜風町 31-1

(ウ) 処理設備：焼却炉・破碎機・不燃物圧縮機・切断機

(エ) 処 理 量： 焼却処理 28,924t (平成 29年度見込み値)  
 資源化处理 3,636t (平成 29年度見込み値)

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破碎機	可 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-552SK
		処理能力	10t/5h 破碎寸法 200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-452S
		処理能力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

単位:t/年

項目\年度	H29(見込み)
<b>搬入</b>	<b>3,637</b>
資源ごみ	2,074
紙資源	997
ペットボトル	180
缶	132
ビン	765
その他燃やさないごみ	1,257
粗大ごみ	306
<b>搬出</b>	<b>3,637</b>
資源化物	2,125
紙資源	1,083
ペットボトル	148
缶	96
ビン	496
金属類	302
選別残渣	1,512

単位:t/年

項目\年度	H29(見込み)
<b>搬入</b>	<b>28,924</b>
燃やすごみ	27,412
選別残渣	1,512
<b>搬出</b>	<b>4,722</b>
焼却灰・バグ灰	4,722

ウ ごみ処理施設整備計画

効率的で持続可能な運用を目指した施設の運営方針を定めるため、広域化の可能性について西宮市と協議を行い、一定の方針を定めていきます。

### (3) 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

#### ア 埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物（集じん機捕集灰）

#### イ 最終処分地の概要

(ア) 委 託 先：大阪湾広域臨海環境整備センター

(イ) 搬 入 基 地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）

(ウ) 埋立処分場：神戸沖埋立処分場

(エ) 埋 立 方 法：海面埋立方式（管理型）

(オ) 処 理 量：4,722t（平成 29 年度見込み値）

## 【資料】

### 芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

#### 1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

#### 2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項）
- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ 50 cm、直径 10 cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがあります。

ごみ処理総合原価算出根拠（平成28年度）

（円）

原価要素	区分	収集部門				中間処理部門				最終処理部門		合計	構成比	
		車両収集	真空収集	委託収集	計	構成比	資源化	焼却	計	構成比	最終処理			構成比
人件費	報酬	①			0	0.00%	580,400		580,400	0.08%			580,400	0.04%
	給料	②	126,794,008	8,584,946	135,378,954	15.97%	24,741,049	10,880,871	35,621,920	5.17%			171,000,874	10.79%
	諸手当	③	113,141,399	7,403,998	120,545,397	14.22%	21,817,775	9,726,283	31,544,058	4.58%			152,089,455	9.59%
	共済費	④	49,116,383	2,424,653	51,541,036	6.08%	9,643,730	3,222,950	12,866,680	1.87%			64,407,716	4.06%
	賃金	⑤	11,473,049		11,473,049	1.35%		2,258,823	2,258,823	0.33%			13,731,872	0.87%
	報償費	⑥			0	0.00%	15,132,140	8,100	15,140,240	2.20%			15,140,240	0.95%
	普通旅費	⑦	12,080	34,122	46,202	0.01%	29,447	24,311	53,758	0.01%			99,960	0.01%
	特別旅費	⑧			0	0.00%		39,200	39,200	0.01%			39,200	0.00%
	費用弁償	⑨			0	0.00%	11,720		11,720	0.00%			11,720	0.00%
計(A)		300,536,919	18,447,719	318,984,638	37.64%	71,956,261	26,160,538	98,116,799	14.23%			417,101,437	26.31%	
所要経費	需用費	⑩	19,758,657	46,400,097	66,158,754	7.81%	7,465,714	156,216,336	163,682,050	23.74%		0.00%	229,840,804	14.50%
	役務費	⑪	743,777		743,777	0.09%	1,377,390	541,429	1,918,819	0.28%	3,299,251	6.80%	5,961,847	0.38%
	委託料	⑫	21,668,067	103,543,272	158,577,264	33.48%	53,667,027	331,319,052	384,986,079	55.85%	45,173,708	93.17%	713,948,390	45.03%
	使用料及び賃借料	⑬	172,080		172,080	0.02%		322,879	322,879	0.05%		0.00%	494,959	0.03%
	工事請負費	⑭	135,656,640	35,677,800	171,334,440	20.22%	12,372,804	27,300,828	39,673,632	5.76%		0.00%	211,008,072	13.31%
	備品購入費	⑮	1,287,847		1,287,847	0.15%		192,564	192,564	0.03%		0.00%	1,480,411	0.09%
	負担金補助・交付金	⑯		50,000	50,000	0.01%	23,000	136,100	159,100	0.02%		0.00%	209,100	0.01%
	補償・補填賠償金	⑰		4,764,637	4,764,637	0.56%			0	0.00%	10,000	0.02%	4,774,637	0.30%
	公課費	⑱	265,800		265,800	0.03%		309,500	309,500	0.04%		0.00%	575,300	0.04%
計(B)		179,552,868	190,435,806	158,577,264	528,565,938	62.36%	74,905,935	516,338,688	591,244,623	85.77%	48,482,959	100.00%	1,168,293,520	73.69%
部門別経費(A)+(B)		480,089,787	208,883,525	158,577,264	847,550,576	100.00%	146,862,196	542,499,226	689,361,422	100.00%	48,482,959	100.00%	1,585,394,957	100.00%
処理量(t)	⑲	8,846	2,524	9,125	20,495		6,047	28,922	34,969		4,851		34,663	
A経費			B経費				C処理量					D処理量		
単位当り直接原価(円/t)	⑳	54,271	82,758	17,378	41,354		24,286	18,757	19,713		9,994		45,737	
1人当り直接原価/年		11,746	13,533	3,975	8,811		1,526	5,639	7,166		504		16,481	
1世帯当り直接原価/年		25,345	29,128	8,749	19,159		3,319	12,263	15,583		1,095		35,838	
人口		40,870	15,435	39,886	96,191		96,191	96,191	96,191		96,191		96,191	
世帯		18,942	7,171	18,124	44,237		44,237	44,237	44,237		44,237		44,237	

人口、世帯数は、平成28年10月1日現在

- A 経費 : 需用費 19,758,657円 = 需用費(17,415,709円) + 水道料(2,342,948円)  
 B 経費 : 需用費 46,400,097円 = 需用費(10,239,341円) + パイプラインセンター電気(36,160,756円)  
 C 処理量 : 処理量 6,047t = ペットボトル(181t) + 燃やさないごみ(2,129t) + 再生資源集団回収量(3,737t)  
 D 処理量 : 処理量 34,663t = 総ごみ発生量(30,926t) + 再生資源集団回収量(3,737t)  
 ※車両収集経費に、「環境処理センター収集業務管理棟改修工事」に係る経費 143,252,711円を含む。

基本計画において設定した各目標項目の目標値は次のとおりです。

目標値推移

項目\年度	単位	実績	目標				
		H28	H28	H29	H30	H31	H32
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	987.3	1,000.7	987.5	974.5	958.9	948.1
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	556.2	567.7	558.0	548.3	537.1	528.8
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,188	9,132	8,995	8,858	8,721	8,584
④ 集団回収量	t/年	3,739	3,883	3,907	3,931	3,955	3,979
⑤ リサイクル率	—	16.6%	17.0%	18.0%	18.3%	18.6%	18.9%
⑥ 最終処分量	t/年	4,851	5,186	5,068	4,987	4,906	4,825
項目\年度	単位	目標					
		H33	H34	H35	H36	H37	H38
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	934.9	921.7	906.2	895.4	882.2	874.4
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	519.1	509.3	498.3	489.9	480.3	473.5
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,447	8,310	8,173	8,036	7,899	7,762
④ 集団回収量	t/年	4,003	4,027	4,051	4,075	4,099	4,123
⑤ リサイクル率	—	19.3%	19.6%	20.0%	20.3%	20.7%	21.1%
⑥ 最終処分量	t/年	4,744	4,663	4,582	4,501	4,420	4,339